

福島県未就学児を持つ保育士に対する 保育料の一部貸付制度

この制度は、未就学児を持つ保育士に対し、お子様の保育料の一部を貸付ける事業です。

保育士として、2年間従事すると、貸付金の返還免除の優遇を受けることができます。



1.貸付金額

未就学児の月額保育料の半額（ただし、27,000円を上限）

2.貸付対象者

次の（1）又は（2）の要件を満たし、週20時間以上勤務する方。

- （1）未就学児を持つ保育士で、県内の保育所等に新たに勤務する方
- （2）県内の保育所等に勤務している未就学児を持つ保育士で、産後
休暇又は育児休業から復帰する方

※「保育所等」とは、保育所・認定こども園・常時預かり保育を行う幼稚園などです。

3.貸付期間

保育所に勤務する期間
（勤務開始又は復帰日から1年を限度）

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111

TEL:024-523-1256

ホームページ <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>

※1「県民の皆様」の「1-2-D 福島県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付」



裏面をご覧ください⇒

福島県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金貸付申請から返還免除まで

1.対象者

対象者は、次の（１）又は（２）の要件を満たし、週20時間以上勤務する方。

- （１）未就学児を持つ保育士で、県内の保育所等に新たに勤務する方
- （２）県内の保育所等に勤務している未就学児を持つ保育士で、産後休暇又は育児休業から復帰する方

※「保育所等」とは、保育所・認定こども園・常時預かり保育を行う幼稚園などです。

※「保育所等」の詳細はホームページより「福島県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付要領」を参照



2.福島県社会福祉協議会に所定の申請書類を提出

- ①貸付申請書（様式1）
- ②住民票抄本（申請者、未就学児、連帯保証人分）
- ③保育士証の写し
- ④保育所保育料決定通知書（利用者負担額決定通知書）
- ⑤連帯保証人の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書
- ⑥就職先の雇用契約書の写し



3.貸付の審査・決定

福島県社会福祉協議会において、審査し、貸付を決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を送付します。



4.借用書等の提出

借用証書に、申請者・連帯保証人それぞれの、署名・捺印をしてください。

申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙が必要です。

※貸付決定通知書到着後、14日以内に福島県社会福祉協議会福祉サービス支援課へ提出してください。



5.貸付金の送金

福島社会福祉協議会は、送金は年3回分割（7月、11月、3月）とし、申請者の口座に貸付金を送金します。



6.返還猶予申請書（貸付期間終了後）

「返還猶予申請書」、「業務従事届」を申請してください。

※以降「業務従事届」は、年1回4月に提出してください。



7.返還免除の申請（2年後）

申請者（借受人）は、保育士として2年間従事した後、返還免除を申請してください。

福島県社会福祉協議会で審査の上、返還免除を決定します。